

交野市上下水道施設包括的管理業務委託

モニタリング基本計画書

令和8年10月

交野市

このモニタリング基本計画は、交野市（以下「市」という。）が実施を予定している交野市上下水道施設包括的管理業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、市が実施するモニタリング方法等を定めたものであり、事業に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という）。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書
- ③ 選定基準
- ④ 契約書案
- ⑤ モニタリング基本計画
- ⑥ 様式集

参加者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出すること。

目次

1. 総論	1
1.1 モニタリングとは.....	1
1.2 モニタリング実施体制.....	1
(1) 市によるモニタリング.....	1
(2) 受託者によるモニタリング（セルフモニタリング）	1
1.3 モニタリング対象業務.....	2
1.4 セルフモニタリング実施計画.....	3
1.5 セルフモニタリング実施計画書の変更.....	3
2. モニタリングの実施方法.....	4
2.1 基本的な考え方.....	4
2.2 モニタリングの実施時期と実施方法.....	4
(1) 業務開始時のモニタリング.....	4
(2) 四半期モニタリング、年間モニタリング	4
(3) 随時モニタリング.....	5
(4) 会議体による確認方法.....	5
(5) 現地における確認方法.....	5
3. 契約内容未達時の措置.....	6
3.1 措置の対象となる事象の認定基準.....	6
3.2 契約内容未達時における措置.....	6
(1) 措置	6
(2) 支払停止.....	7
(3) 契約解除.....	7
4. 業務完了時のモニタリング.....	8
4.1 基本的な考え方.....	8
4.2 確認方法.....	8
(1) 書類による確認.....	8
(2) 業務終了時のモニタリング.....	8
(3) 会議体による確認.....	8
(4) 現地における確認.....	8
4.3 モニタリングの実施手順.....	8

1. 総論

本方針は、交野市上下水道施設包括的維持管理業務（以下、「本業務」という）の履行期間中に於いて、本業務の契約書及び要求水準書等に定める業務を受託者が適正に履行していることを確認するために行うモニタリングについて内容を示すものである。

1.1 モニタリングとは

本業務におけるモニタリングとは、履行期間にわたり、受託者が契約書及び要求水準書等に定める業務を適正に実施されているか等を市が監視する行為である。

市は受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

1.2 モニタリング実施体制

本業務におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

(1) 市によるモニタリング

市は、受託者が作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき書面若しくは会議体の方法により、本業務の履行状況が要求水準書及び業務提案内容を充足しているかの確認を、受託者のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、市が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

(2) 受託者によるモニタリング（セルフモニタリング）

受託者は、要求水準書及び業務提案によって提案したセルフモニタリング方法に基づきセルフモニタリング実施計画書を作成し、本業務の履行状況が要求水準書及び業務提案内容を充足しているかについて、セルフモニタリングを行う。受託者が行うセルフモニタリングに要する費用は、受託者が負担する。

1.3 モニタリング対象業務

本業務におけるモニタリング対象業務は以下のとおりとする。

表 1-1 モニタリング対象業務

業務分類	業務内容	
受付・検査・管理業務	排水設備確認申請受付	
	排水設備工事完了検査	
	開発検査補助	
下水道管路維持管理業務	計画的業務	巡視・点検・調査
		清掃
	住民対応等業務	住民対応
		事故対応（清掃等）
		事故対応（修繕）
	問題解決業務	雨天時浸入水対策業務
マンホールポンプ維持管理業務	ストックマネジメント計画作成	
	保守点検及び応急処置	
	修繕	
	汚泥収集運搬、処分	
	制御盤・ポンプ本体更新	
下水その他業務	施設管理（星田ポンプ場除草清掃、私部南水路浚渫）	
	松塚貯留槽運転管理	
水道管路維持管理業務	住民対応等業務	住民対応
		事故対応（修繕）
その他	災害対応業務	被害状況把握
		二次災害防止

1.4 セルフモニタリング実施計画

- ア) 受託者は、セルフモニタリングを実施するにあたって、効果的で実効性を保つため、実施項目、実施内容、実施方法、実施時期及び実施体制を明確にするためのセルフモニタリング実施計画を作成すること。セルフモニタリング計画書には、要求水準等未達時の是正措置についても盛り込むこと。
- イ) 受託者は、要求水準や技術提案事項を確実に実行していくことをモニタリングしていくために必要となるシート（セルフモニタリングチェックシート、進捗管理シートなど）を作成すること。この場合、市が実施するモニタリング内容との整合を図る必要があるため、市と協議のうえ、詳細を決定すること。

1.5 セルフモニタリング実施計画書の変更

受託者が提出するセルフモニタリング実施計画書は、以下の事由により変更を求める場合がある。

- ① 契約書、要求水準書等が変更された場合
- ② その他、本業務内容又はモニタリング実施計画書の変更が特に必要と認められた場合

2. モニタリングの実施方法

2.1 基本的な考え方

市は、受託者が実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、以下のとおりモニタリングを実施する。実施方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

受託者は、業務の遂行状況及び契約等の履行状況を自ら確認のうえ、書類を市に提出して承諾を受ける。

2.2 モニタリングの実施時期と実施方法

(1) 業務開始時のモニタリング

業務開始時のモニタリングについては、表 2-1 に基づき実施する。

表 2-1 市による業務開始時のモニタリング方法

実施時期	業務開始時のモニタリング（初回協議）
確認資料	全体業務計画書 要求水準書 業務提案書 契約書 全体セルフモニタリング計画書
実施方法	・全体業務計画書が、市の定める要求水準書、受託者が提出する提案書及び契約書に適合しているか確認する。 ・全体セルフモニタリング計画書が、業務計画に定める内容を適切にモニタリングする内容になっているか確認する。

(2) 四半期モニタリング、年間モニタリング

四半期モニタリング、年間モニタリングについては、表 2-2 に基づき実施する。

表 2-2 市による四半期モニタリング、年間モニタリング方法

実施時期	四半期モニタリング報告時	年間モニタリング報告時
確認資料	・月間業務計画書 ・月間業務報告書 ・四半期セルフモニタリング計画書 ・四半期セルフモニタリング報告書	・年間業務計画書 ・年間業務報告書 ・年間セルフモニタリング計画書 ・年間セルフモニタリング報告書
実施方法	・業務の実施状況報告や所見を確認し、月間業務計画に沿って業務が実施されているか確認する。 ・各業務の結果、構成企業によるセルフモニタリング結果から、適正にセルフモニタリングがなされているか確認する。	・年間の業務実施状況を確認し、受託者からのまとめの報告に対する確認を行い、年間業務計画に沿って業務が実施されているか確認する。 ・業務評価指標（KPI）の推移等を確認する ・各業務の結果、要求水準等の達成状況、構成企業によるセルフモニタリング結果から、適正にセルフモニタリングがなされているか確認する。 ・業務の成果について検証し、課題の抽出及び改善の方向性を整理して市に報告されているか確認する。 ・その結果を踏まえ、業務内容や実施方法等の見直し案を作成し、次年度計画として提案がなされる予定であるか確認する。

(3) 随時モニタリング

受託者が実施するセルフモニタリングの内容等を踏まえて、適宜現地確認等を行い、業務が適正に実施されていることを確認する。

なお、随時モニタリングにあたっては、追加資料の提出により代替する場合がある。

表 2-3 市による随時モニタリング実施時期

実施時期	・書類及び会議体における確認の結果、市が必要とした場合 ・受託者が現地確認の要請をした場合 ・その他施工の各段階で市が必要と認めた場合 ・業務の実施内容が要求水準書等を遵守・充足しているか、現地における確認を行う場合
------	--

(4) 会議体による確認方法

市及び受託者は、モニタリングに関する会議体を設置する。市は会議体を通じて業務の進捗状況及び要求水準の充足状況並びに課題及びその改善状況等を確認し、方針について受託者と協議を行う。

(5) 現地における確認方法

書類及び会議における確認の結果、市が必要と判断した場合又は受託者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行うものとし、受託者は市の現地における確認に協力しなければならない。

市は、修繕及び工事において立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で市が必要と認めた場合には、修繕・工事の実施内容が要求水準書等を充足しているか、現地における確認を行う。

市が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。その際、市は必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は受託者の負担とする。

3. 契約内容未達時の措置

3.1 措置の対象となる事象の認定基準

市は、前項に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、受託者が、要求水準書及び契約書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）が確認できる場合、表 3-1 に従い、レベルの認定を行い、受託者に通知する。

表 3-1 契約内容未達の認定レベルと事象

認定レベル	事象
レベル 1	業務管理の工程における軽微な不備 (事象例) ・書類、備品等の整理整頓不足
レベル 2	要求水準の未達成がある場合、影響が市と受託者間又は対象施設内に留まるもの (事象例) ・書類等の欠損 ・工事中の施設破損 ・合理的理由のない工期遅延の発生 ・苦情の頻発 ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設内に留まるもの）
レベル 3	契約に違反する行為で故意又は過失による市への信用失墜行為（3.2 (3) イ）に該当するものを除く）、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの (事象例) ・苦情の放置 ・法定点検の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設外や第三者に及ぶもの） ・大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生

3.2 契約内容未達時における措置

(1) 措置

市は、契約内容未達が発生した場合又はその恐れがある場合、措置の対象となるレベルに応じて以下の措置を行うものとする。

① 注意

市は、契約内容未達がレベル 1 に該当する恐れがある場合、受託者に対して、口頭にて、当該状況の是正を行うよう注意を与えるものとする。

受託者は、市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。

② 指導

市は、契約内容未達がレベル 1 に該当すると判断した場合、受託者に対して、文書にて当該状況の指導を行うものとする。

受託者は、市から指導を受けた場合、市との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。受託者は、当該計画に基づき、是正対応を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受託者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

③ 勧告

市は、②の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル2に該当すると認定した場合、受託者に対して、文書にて勧告を行う。

受託者は、市から勧告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。受託者は、当該計画に基づき、是正対応を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受託者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

なお、勧告については、市が必要と判断した時、その内容を公表する。

④ 警告

市は、③の是正が行われていると認められない場合、受託者に対して、文書で警告するものとする。

受託者は、市から警告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等を定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。受託者は、当該計画に基づき、是正対応を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受託者の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

なお、警告については、市が必要と判断した時、その内容を公表する。

⑤ 命令

市は、④の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、受託者に対して、文書にて命令するものとする。この場合、市は、受託者に当該是正対象の行為を即座に中止するように指示することができる。

受託者は、市の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書並びに市との協議を踏まえて是正措置の内容及び是正期限等について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得るものとする。受託者は、当該計画に基づき是正対応を行う。

また、当該是正が行われていると認められない場合、市は、当該是正計画に定めた是正期限とは別に期限を設け、受託者に対して是正を行うことを文書にて再度命令する。この場合、市は当該期限の設定について、受託者の意見を聞くことができる。なお、命令については、市が必要と判断した時、その内容を公表する。

(2) 支払停止

市は、勧告を受けた受託者に対し支払いを停止することができる。支払停止は当該是正が行われたか確認できるまで継続する。

(3) 契約解除

ア) 是正未達による解除

命令（是正を行うことを再度命令）にも関わらず、是正が行われていると認められない場合、市は、契約を解除することができる。

イ) 故意による市への信用失墜行為による解除

上記に関わらず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：点検結果の虚偽報告）や、本業務の運営に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、市は契約を解除することができる。

4. 業務完了時のモニタリング

4.1 基本的な考え方

受託者は、要求水準書に定めるとおり、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、市に提出すること。市は業務引継ぎに係る実施計画書について確認し、必要に応じて、会議体や現地における確認も実施する。

4.2 確認方法

(1) 書類による確認

受託者は、本業務完了に際して表 4-1 に示す提出書類を市に提出して承諾を受けること。

表 4-1 業務完了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
業務引継ぎに係る実施計画書	業務完了 40 日前までに提出
その他市が必要とする書類等	業務完了日まで

(2) 業務終了時のモニタリング

業務開始時のモニタリングについては、表 4-2 に基づき実施する。

表 4-2 市による業務終了時のモニタリング方法

評価内容	モニタリング方法
実施体制	・事業期間を通じて実施体制を評価する。 ・適切に業務を実施することができたか、緊急時や災害時に維持管理計画どおりに緊急体制を構築し実施されたかを評価する。
下水道管路・マンホールポンプ・水道管路維持管理業務	・要求水準を達成していること、業務評価指標（KPI）の推移等を評価する。 ・緊急対応や修繕の対応状況の推移を評価する。
その他業務	・災害対応の状況を評価する。
その他	・企画提案書の提案内容の実施、その他市が指示する事項を適切に実施されたかを評価する。 ・第 2 期に向けた効率的な事業を実施できる体制や手法、本業務で発生している課題や改善方法についての提案内容について評価する。

(3) 会議体による確認

市と受託者は、施設機能確認や技術指導、引継等に必要な協議を適宜実施する。

(4) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合又は受託者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う。受託者は市の現地における確認に必要な協力を行うこと。

4.3 モニタリングの実施手順

市と受託者は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。